

大和市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、大和市職員措置請求に係る監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成18年2月6日

大和市監査委員 小 倉 克 夫

大和市監査委員 出 浦 經

監査結果報告書

第1 請求の受付

1 請求人

氏名 (略)

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成17年12月9日である。

3 職員措置請求の内容

大和市職員措置請求書

熊谷薫市民経済部長および市民経済部市民活動課職員に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

大和市は平成16年度より「新しい公共を創造する市民活動推進基金」を設け、同基金による補助金希望団体を募集している。取り扱い事務局は市民経済部市民活動課であり、平成17年度の市民活動推進補助金選考委員には、行政職員として熊谷薫市民経済部長が参加している。

平成17年度大和市民活動推進補助金(以下、市民活動推進補助金という)の応募団体の一つが「引地川かわくだけり実行委員会」であり、「はぐくみ部門」に「羽黒トンボの調査」を提案し採択された。引地川かわくだけり実行委員会は「代表」と「実行委員長」を巧みに使い分け、申請では実行委員会事務局が大和市民会議内であること、A市議会議員が実行委員長であることを公にしないまま、補助決定に至ったものである。大和市民会議は地域政党の神奈川ネットワーク運動の大和支部であり、所属議員は大和市議会で神奈川ネットワーク運動という会派を結成している。同実行委員会宛の市民活動推進補助金は、大和市民会議が実質的な運用をすると考えられ、補助金交付は大和市長が特定の政治団体に金銭的な便宜を提供する行為と見なせ、公益に反する。

「引地川かわくだけり実行委員会」と大和市民会議の関係を事前に知りながら、市民活動推進補助金選考委員会への説明責任を果たさなかった市民経済部市民活動課、および行政職員として選考委員会に加わり、選考委員会では反対意見があったものの、賛成票を投じた熊谷薫市民経済部長の動向が、不当な公金支出決定に繋がったと判断でき、さらに大和市

が特定の政治団体に金銭的な便宜を提供する行為は、以下 3 点の不利益を大和市に与えるものである。

- a . 特定の政治団体の発言、活動が有利に扱われ、行政、議会における公正性を欠く。
- b . 特定の政治団体が市民活動の事務局を務めると、その政治団体と距離を置く市民の市民活動参加を阻む。
- c . 特定の政治団体が市民活動の事務局運営をする結果、マッチング・ギフト方式をとる市民活動推進補助金が特定の政治団体に還流すると考える市民が増えれば、原資である寄付額の減少が予想され、ひいては制度そのものが崩壊するおそれがある。

上記不当行為の是正および大和市の利益逸失を回避するため、以下 3 点を請求する。

- a . 「引地川かわくんだり実行委員会」に対する大和市市民活動推進補助金の交付決定取り消しおよび返還。
- b . 市民活動推進補助金や公金支出を伴う事業において、政治団体や宗教団体が補助金申請団体の事務局または中枢組織でないことの確認を選考基準に追加させること。
- c . 市長の監督義務の喚起。

なお具体的な証拠については、別紙「住民監査請求を提出する理由」で述べるとおりである。

2 請求者

住所 大和市（略）

職業 （略）

氏名 （略）

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成 1 7 年 1 2 月 9 日

大和市監査委員あて

（なお、「住民監査請求を提出する理由」及び事実証明書の掲載は省略した。）

事実証明書一覧

- 1 平成17年度市民活動推進補助金募集要領
- 2 大和市民活動推進補助金応募用紙（引地川かわくだけり実行委員会分）
- 3 平成17年度市民活動推進補助金応募一覧・平成17年度市民活動推進補助金選考委員会会議録
- 4 引地川水とみどりの会ホームページ 「引地川かわくだけり」のご案内
- 5 大和市民活動推進補助金公開選考会ニュース
- 6 B議員ホームページ 活動報告バックナンバー「おかえりなさい羽黒トンボ」
- 7 大和市民会議機関紙 2005.6 まちづくり YAMATO
- 8 大和電子会議室どこでもコミュニティ「市民活動と行政の協働」発言
- 9 A議員ホームページ 活動報告バックナンバー「第16回引地川かわくだけり開催しました」
B議員ホームページ 活動報告バックナンバー「税金の使い方を市民が選ぶ？」
- 10 大和ホームページ プレスリリース 1628
- 11 大和市民活動推進補助金 補助事業の経過【事業の見守り】のページ
- 12 電子メール記録
- 13 平成17年度大和市民活動推進補助金応募書類及び参考資料（抄）
- 14 大和ホームページ 広報やまと過年度分
大和ホームページ プレスリリース 499,723,921,1374,1628
- 15 大和新しい公共を創造する市民活動推進条例
- 16 市民活動推進補助金の領収書（引地川かわくだけり実行委員会分）
- 17 神奈川ネットワーク運動議員名簿

4 請求の受理

本件措置請求については、補正も含め要件審査をした結果、所定の要件を具備しているものと認め、平成17年12月9日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

監査に当たっては、職員措置請求書に記載された事項、請求人の陳述内容及び事実を証する書面を勘案し、次のとおり実施した。

1 監査対象事項

「引地川かわくんだり実行委員会」が実施した「羽黒トンボの調査」に対して支出された「平成17年度大和市民活動推進補助金」について、補助対象事業とした手続きは適正か、補助対象事業としたことが特定の政治団体に金銭的な便宜を提供した行為に該当するか、これに伴う公金の支出により大和市に不利益を与えているか、補助金の交付決定の取り消し及び返還をする必要があるかを主眼として監査対象事項とした。

2 実施方法

請求の内容から、市民経済部長及び市民経済部市民活動課職員を関係職員とし、請求対象事務の執行に直接係わった職員の陳述の聴取を実施するとともに関係書類の提出を求め、調査を実施した。また、必要に応じて、随時、事情聴取を実施した。

なお、事実を確認するため、地方自治法（以下「法」という。）第199条第8項の規定に基づき、関係人の引地川かわくんだり実行委員会代表ほか2名から意見聴取を実施した。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成18年1月11日に、請求人が出席し、陳述の聴取を行った。その際、同条第7項の規定に基づき、次の4に記載する関係職員が立ち会った。

なお、新たな証拠書類の提出はなかった。

4 関係職員の陳述

平成18年1月11日に、市民経済部長、市民活動課長及び市民活動課市民活動支援担当課長補佐の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

第3 監査の結果

本件3点の措置請求のうち、【a.「引地川かわくんだり実行委員会」に対する大和市民活動推進補助金の交付決定取り消しおよび返還。】については理由がないものと判断し、これを棄却する。

なお、【b.市民活動推進補助金や公金支出を伴う事業において、政治団体や宗教団体が補助金申請団体の事務局または中枢組織でないことの確認を選考基準に追加させること。】及び【c.市長の監督義務の喚起。】については、住民監査請求の対象とすることができない事項について措置を求めるものであって、監査委員が判断することは適当でないとして、これを却下する。

以下、監査対象の補助金支出の経過、請求人の主張、監査対象課の説明及び判断理由を記述する。

1 監査対象の補助金支出の経過

(1) 大和市民活動推進補助金制度について

大和市は、「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例（平成14年大和市条例第20号）」の理念のもと、大和市の市民活動を推進していくことを目的として、平成16年4月に「新しい公共を創造する市民活動推進基金」を設置している。「新しい公共」とは、行政だけに公共をゆだねるのではなく、市民、市民団体、事業者、行政がみんな知恵や力を出し合いながら、地域社会の現場から公共の課題を発見し、共有し解決していこう、という考え方である。この「新しい公共」の担い手となる市民活動を支援するために、平成16年度に設置されたのが「大和市民活動推進補助金」である。この補助金は、「新しい公共を創造する市民活動推進基金」を活用しており、市民活動の立ち上げのための補助金「めばえ」と、既に行っている市民活動をさらに発展させるための補助金「はぐくみ」の2種類がある。

(2) 市民活動推進補助金申請受け付けについて

市民活動推進補助金申請受け付けについてのPRは、市のホームページ及び平成17年3月15日号の「広報やまと」等で行っており、締め切りは同年5月31日となっている。

引地川かわくんだり実行委員会が実施した「羽黒トンボの調査」の平成17年度大和市民活動推進補助金の応募用紙は、同補助金の「はぐくみ」部門に平成17年5月31日付けで市へ提出されている。

(3) 補助対象事業の選定について

平成17年6月21日に、平成17年度大和市民活動推進補助金選考委員会が、選考委員5名のうち4名が出席し、その他関係者を含め合計11名で開催されている。この選考委員会では、平成17年

度市民活動推進補助金の応募について、補助金選考の基準について、公開選考会について、公開選考会の参加者への配布資料について、今後のスケジュールについての話し合いが行われた。その後、平成17年7月3日に平成17年度大和市民活動推進補助金公開選考会が、選考委員5名の出席により開催されている。同補助金の応募者は、めばえ部門が2団体、はぐくみ部門が1団体の合計3団体であった。はぐくみ部門の1団体が、引地川かわくだり実行委員会である。この公開選考会では、応募3団体がプレゼンテーションを行い、選考委員等との質疑応答を実施している。その後、選考委員による選考シール投票の結果、3団体がそれぞれ提案した3事業とも平成17年度大和市民活動推進補助金を受けることになった。

(4) 補助金の支出について

公開選考会の結果を受け、引地川かわくだり実行委員会は代表名で、大和市民活動推進補助金申請書を平成17年7月25日に市へ提出し、同月29日付けで市は、引地川かわくだり実行委員会の代表宛に60,000円を交付する旨の大和市民活動推進補助金決定通知書を発行している。この60,000円の補助金は、平成17年8月12日に現金で支出されており、大和市鶴間2-12-11-104、引地川かわくだり実行委員会及び代表の名前の記載のある領収書が、市に提出されている。

2 請求人の主張

ア 平成17年度大和市民活動推進補助金の応募団体として「羽黒トンボの調査」を提案し採択された、引地川かわくだり実行委員会は、「代表」と「実行委員長」を巧みに使い分け、同実行委員会事務局が大和市民会議内であること、市議会議員が実行委員長であることを公にしないまま、補助決定に至ったものである。

イ 引地川かわくだり実行委員会宛の市民活動推進補助金は、地域政党の神奈川ネットワーク運動の大和支部である大和市民会議が実質的に運用すると考えられ、補助金交付は特定の政治団体に金銭的な便宜を提供する行為と見なせ、公益に反する。

ウ 引地川かわくだり実行委員会と大和市民会議との関係について事前に知りながら、選考委員会への説明責任を果たさなかった市民活動課職員

及び選考委員会に行政職員として参加していた市民経済部長の動向が、不当な公金支出決定に繋がった。

上記の主張の根拠及び理由は、次のとおりである。

(1) 引地川かわくんだり実行委員会と大和市民会議の同一性

引地川かわくんだり実行委員会には代表と実行委員長という2つの「長」が存在し、使い分けをしていること。同実行委員会の事務局の住所は、政治団体である大和市民会議の事務局と同じであり、同実行委員会が行う「引地川かわくんだり」の問い合わせ先も大和市民会議内になっていること。上記のことを主たる理由として、引地川かわくんだり実行委員会と大和市民会議の同一性を主張している。

(2) 大和市民活動推進補助金応募用紙記載事項

引地川かわくんだり実行委員会が実施した「羽黒トンボの調査」に関する大和市民活動推進補助金の応募用紙に記載されている申請者住所欄については住所・氏名のみで、大和市民会議の事務局であることが伏せられていたこと及び公開選考会の資料にある応募用紙の住所欄では、他の団体は住所が削除されているのに、同実行委員会の住所だけが掲載されていること。また、補助希望額については、同補助金の事務局である市民活動課によるチェック等が十分であったとは認めがたいこと。上記のことを主たる理由として、市民活動推進補助金応募用紙記載事項の内容に疑義を呈している。

(3) 市民活動推進補助金とその他の調達資金

大和市民活動推進補助金の応募用紙の収入欄には、分担金という名称が記載されている。この分担金は、生活クラブ生協と大和市民会議の2団体からのものであり、政治団体である大和市民会議の施策の一部を「羽黒トンボの調査」という形で実施するための活動費用と捉えていること及びその分担金が直接現金により支出されておらず、現物供与を受けていると考えられること。上記のことを主たる理由として、その他の調達資金に関し内容が不透明であり、精査されるべきであると主張している。

(4) 羽黒トンボの調査は政治団体「大和市民会議」の市民活動

上記(1)(2)(3) のことから、引地川かわくんだり実行委員会は

大和市民会議に内包される形で存在し、金銭的にも独立性が認められず、実質的には同一団体とみなす以外に適当な判断はないことを理由として、「羽黒トンボの調査」は政治団体「大和市民会議」の市民活動であると主張している。

(5) 新しい公共を創造する市民活動推進条例に照らした提案団体の妥当性と公金支出

同条例における市民活動については、特定非営利活動促進法（NPO法）を根拠としているが、NPO法には、宗教法人、政治団体の活動について別に定める法律がある旨の趣旨が込められており、市民活動の根拠を同法のみにも求めていることについての合理性について疑義が生じること及び政治団体が政治上の施策を訴え実行する際の資金は、その活動原資を公金に求めることに正当性はないこと。上記のことを主たる理由として、提案団体の妥当性と公金支出に対し疑義を呈している。

3 関係職員の説明

(1) 大和市民活動推進補助金応募用紙記載の住所及び大和市民会議との同一性について

平成17年度大和市民活動推進補助金の応募用紙に記載されている住所には、大和市民会議内という記載はなかったこと、引地川かわくんだり実行委員会に大和市民会議の方々が係わりを持っているとの認識はあったものの、7月3日に開催した公開選考会においては、引地川かわくんだり実行委員会の事務局が大和市民会議内にあることを示す資料等は見受けられなかったことから、引地川かわくんだり実行委員会と大和市民会議とが同一である認識はなかった。なお、引地川かわくんだり実行委員会の事務局が大和市民会議内にあることの確認できる資料等は、ほとんどが公開選考会開催以降に公になったものである。

(2) 市民活動課ホームページ掲載の大和市民活動推進補助金応募用紙の申請者住所及び引地川かわくんだり実行委員会補助希望額について

市民活動課のホームページに掲載されている平成17年度大和市民活動推進補助金の応募用紙に、引地川かわくんだり実行委員会の住所が記載されているのは、応募用紙の記載内容は原則公開の旨を申請団体に伝え、応募時に公開するか否かの希望を申請団体に確認を行っているが、引地川かわくんだり実行委員会については、公開を希望しない

旨の申し出がなかったことから、住所を記載したまま市民活動課のホームページに掲載したものである。「めばえ」部門で応募した2団体については、公開を希望しない旨の申し出があったため、不記載としている。また、市民活動課のホームページに掲載されている平成17年度大和市民活動推進補助金の応募用紙に、引地川かわくだり実行委員会の補助希望額が120,000円となっているが、これは誤記載であり、最終的に補助金額を確定する段階で60,000円に修正した上で、同補助金の申請をしている。

(3) 大和市民活動推進補助金応募用紙記載の分担金と会員数2団体について

平成17年度大和市民活動推進補助金の応募用紙の収入欄に記載されている分担金40,000円については、応募時点での確認はしていない。公開選考会において、分担金のことが話題になったことは知っているが、他の団体ないし共催者から提供されるものであろうという認識であった。同補助金の交付決定に当たって、その分担金というものが、審査する上での要素になるとは考えていなかった。会員2団体と記載のあることについて、その2団体に関して引地川かわくだり実行委員会から事情聴取をした経過はない。

(4) 羽黒トンボの調査は大和市民会議の市民活動であるか

引地川かわくだり実行委員会が実施した「羽黒トンボの調査」については、同実行委員会の今までの実績も踏まえ、公益性、社会貢献性が高い活動であると判断しており、同実行委員会に大和市民会議の議員や生活クラブ生協の方々が参画していることは知っているものの、同実行委員会が大和市民会議という認識はなく、あくまでも引地川かわくだり実行委員会が行う事業であるという認識を持っていた。

(5) 大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例で規定している市民活動の意味とその範囲について

大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例第2条第1項第2号については、市民活動全般を示しており、それは、市民等が行う自主的な活動で、公の支配によらない活動から行政の支配を受けて行う活動まで幅広い活動を、市民活動としているものである。また、同号は、実施主体のことを示しているのではなく、その活動自体、内容を示しているものである。具体的には、同号に規定している3つの活動、す

なわち、新しい公共に参加する意思のある活動 多様な価値観を認めあう活動 営利を目的としない活動 のいずれにも該当するものを市民活動としている。市民等が行うこれらの市民活動の内容は、政治に関する活動を主たる目的とした活動を除くものであるが、新しい公共に参加する意思のある活動等で、社会に貢献する活動を市民活動としている。このように本条例の趣旨としては、広く市民活動を捉えている。

4 監査委員の判断

(1) 引地川かわくんだり実行委員会の代表と実行委員長の役割について

関係人からの意見聴取を行ったところ、引地川かわくんだり実行委員会においては、「引地川かわくんだり」という事業の責任者を実行委員長とし、「引地川かわくんだり」という事業以外全般（「羽黒トンボの調査」を含む。）の責任者を代表としているとの説明があった。これは、請求人が提出した大和市職員措置請求書にある、「第16回引地川かわくんだり」開催に関する市のホームページでは責任者として実行委員長名が掲載されていること、同様に「羽黒トンボの調査」に関するホームページでは責任者として代表名が掲載されていることと一致する。また、今回の「羽黒トンボの調査」に関する大和市民活動推進補助金の応募に当たって、実行委員長名での申請ではなく、代表名による申請であったことから、公にしなかったのではなく、これは主に引地川かわくんだり実行委員会組織内部の代表と実行委員長との役割分担によるものと考えるのが妥当である。このように同実行委員会の代表と実行委員長とは、目的、役割が明らかに異なっており、請求人の主張する「巧みに使い分けていた」ということには当たらない。

(2) 引地川かわくんだり実行委員会と大和市民会議の同一性について

事務局である市民活動課では、引地川かわくんだり実行委員会が提出した大和市民活動推進補助金の応募時点で、応募用紙に記載されている住所が大和市民会議の事務局であるとの認識はなく、その住所が大和市民会議の事務局であると確認できたのは、主に平成17年7月3日に開催された公開選考会以降に公開された資料等からであることから、請求人が述べている「引地川かわくんだり実行委員会の事務局が大和市民会議内にあることを公にせず補助決定に至ったこと」、及び「引地川かわくんだり実行委員会と大和市民会議との関係を事前を知っ

ていた」ということは認めがたい。

また、市のホームページに掲載されている大和市民活動推進補助金の応募用紙の住所欄に、引地川かわくんだり実行委員会の住所が記載されたまま掲載されているのは、応募時点で応募団体に、応募用紙の記載内容に係る公開・非公開の意思を確認した上で掲載しており、引地川かわくんだり実行委員会は非公開を希望しなかったことから、同実行委員会の住所を掲載したものである。従って、同実行委員会の住所が大和市民会議の事務局と同一であると知っていたことを理由として、市のホームページに同実行委員会の住所を掲載したという請求人の主張には根拠は認めがたい。

更に、引地川かわくんだり実行委員会が事務局を大和市民会議内に置いていることであるが、引地川かわくんだり実行委員会の構成メンバーが、発足当時から大和市民会議のメンバーが含まれていることから、連絡を取りやすい、問い合わせをしやすい等の参加希望者の利便性を考慮して大和市民会議内に置いたとの関係人からの説明もあり、便宜的に連絡先として大和市民会議内に置いたに過ぎないと考えるのが妥当である。

以上のことから、引地川かわくんだり実行委員会事務局の所在やイベント問い合わせ先等をもって、請求人の主張する「引地川かわくんだり実行委員会と大和市民会議の同一性」については認めがたい。

(3) 大和市民活動推進補助金応募用紙に記載されている分担金の性格について

大和市民活動推進補助金の応募用紙は、「申請団体等の概要」と「申請事業内容」の2つの項目から構成されている。引地川かわくんだり実行委員会が提出した大和市民活動推進補助金の応募用紙を見ると、申請団体等の概要中の収入予算欄と申請事業内容中の収入予算欄にそれぞれ分担金40,000円が計上されている。このことから、引地川かわくんだり実行委員会は事業を実施するに当たり、必要な経費の一部を分担金として収入していると判断できる。しかしながら、申請団体等の概要中の「主な活動内容」に記載されている事項と申請事業内容中の「事業の内容」に記載されている事項が、異なっているにもかかわらず、それぞれの収入予算については全く同じ内容で、100,000円(内訳: 分担金40,000円・市民活動推進補助金60,000円)となっていることは、事務局である市民活動課による事前の審査等が十分に行われないうまま、公開選考会で審議されたと考えられ、市民に疑問を生じさせる

要因になったことは否定できない。

今回、引地川かわくだけり実行委員会が「羽黒トンボの調査」を実施するに当たり、分担金 40,000 円を収入していることについて、関係人に意見聴取をしたところ、その分担元は、川と海の環境を守る会、引地川水とみどりの会の個人の方及び引地川かわくだけり実行委員会であるとのことであった。すなわち 2 団体、1 個人からのものであるということになる。このことから、請求人が主張する「羽黒トンボの調査」を実施するに当たっての分担金が、大和市民会議と生活クラブ生協の 2 団体からのものであるとは認めがたい。

従って、請求人が述べている分担金については、環境保全というものが大和市民会議の施策の 1 つであると考えたとしても、その施策を具現化するために「羽黒トンボの調査」という形で分担実施するための活動費用であると判断するに足りる事実は確認できなかった。

(4) 公益性の判断について

引地川かわくだけり実行委員会が提案した「羽黒トンボの調査」については、その事業内容が大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例をはじめとする諸規定に照らして、公開選考会等で審議され、その過程の中で社会貢献度、連携の可能性及び費用の妥当性等が認められ、採択されたことを考えれば、その事業の公益性は認められたものと判断するのが妥当であり、また、補助対象事業として補助金を交付した手続きに不当性があつたとは認められず、従って、大和市に不利益を与えているとは言えない。

引地川かわくだけり実行委員会のメンバーとして、政治資金規正法に基づき政治団体として届出をしている大和市民会議に所属する市議会議員が参画している等の理由により、仮に組織上、引地川かわくだけり実行委員会と大和市民会議が同一であると考えたとしても、そのことにより、同実行委員会に対する大和市民活動推進補助金交付が公益に反するとは一概に言うことはできない。

請求人は、主に引地川かわくだけり実行委員会と大和市民会議との同一性を根拠に、同実行委員会に対する大和市民活動推進補助金交付が「特定の政治団体に金銭的な便宜を提供する行為と見なせ、公益に反する」と主張しているが、上記のことからその根拠は希薄であると判断せざるをえない。

(5) 市民経済部長の動向について

関係職員の陳述の聴取の席上で、市民経済部長が述べた公開選考会において賛成票を投じた理由は、次のとおりである。

引地川かわくだり実行委員会が提案した「羽黒トンボの調査」については、引地川かわくだり実行委員会のこれまでの活動実績及びその事業内容を勘案し、「羽黒トンボの調査」が公益性、社会貢献性の高い活動であろうとの認識を持っていた。また、提案団体である引地川かわくだり実行委員会そのものについての疑義が示されていることについては、同実行委員会のメンバーに大和市民会議等の方々が参画していることを認識していたが、あくまでも提案された事業内容が、大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例をはじめとする諸規定に則り、その是非を判断し賛成票を投じたと陳述している。

更に、平成17年7月3日に開催した公開選考会における提案事業の採択については、選考シールによる投票という形式を採っており、過半数の票を得た応募者を補助対象として決定されることになっている。公開選考会の資料を見ると引地川かわくだり実行委員会が提案した「羽黒トンボの調査」については、選考委員5名の内、市民経済部長を含む4名の選考委員が賛成票を投じていることから、仮に市民経済部長が反対票を投じたとしても、同実行委員会の提案した「羽黒トンボの調査」は採択されたことになる。また、公開選考会の資料を見る限り、市民経済部長の言動が他の委員の採決に不当に関与したと思われる点は見受けられないことから、請求人の主張する「市民経済部長の動向が、不当な公金支出決定に繋がったとする」という事実があったとは確認できなかった。

以上のことから本件措置請求については、提出されている大和市職員措置請求書に記載された事項の事実確認及び関係職員の陳述内容並びに関係人から意見聴取した内容を総合的に判断すると、引地川かわくだり実行委員会が実施した「羽黒トンボの調査」は、大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例第2条に規定する市民団体が行う市民活動と考えるのが妥当であり、請求人が主張する前述のア、イ、ウについては、その事実を確認できなかった。従って、引地川かわくだり実行委員会に対する大和市民活動推進補助金の交付決定取り消し及び返還に係る請求を求めていることには理由がなく、本件措置請求を棄却するものである。

意見

本件措置請求に関連し、市長に対して次のとおり意見を述べる。

市が推進する市民活動は、従来の行政主導の活動から市民、団体及び事業者が主体となる活動へ大きく転換する新たな概念に基づいたものであり、今後、充実・発展していくかどうかは、一人でも多くの市民等が参画していける環境を、行政がいかに支援し整えていくかにかかっている。そのためには、出来るだけ門戸を広くし、市民から提案された事業に補助していくことも必要であると考え。しかしながら、大和市民活動推進補助金は市民からの浄財を基に設立された「新しい公共を創造する市民活動推進基金」を活用していることから、今後は大和市民活動推進補助金に関する要件審査等の事務処理を的確に行い、市民に疑念を抱かせることのないよう十分に考慮されたい。